

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 6 号
件 名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の法整備を求める意見書の提出について
要 旨	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律は、平成 11 年法律第 42 号により定められています。一方、新潟市情報公開条例は、昭和 61 年 10 月 14 日条例第 43 号で制定されています。</p> <p>この法律の第 25 条（地方公共団体の情報公開）では、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と定められています。この法律では、地方公共団体に対し、努力目標を定めているにすぎません。行政機関の保有する情報の公開に当たっては、おのおのの地方公共団体の裁量により、公開、非公開が分かれる懸念があります。知る権利の観点から、法を整備し、地方公共団体に対しても平等に情報公開が行われるようにする必要性があります。</p> <p>以上のことから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の法整備を求める意見書を政府関係機関に提出することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和 3 年 12 月 2 日 総務常任委員会
受 理	令和 3 年 11 月 24 日 第 415 号